すみだ福祉サービス

権利擁護センター



ひとりぐらしで 財産管理が い西でなぁ・・・

最近物志れが 出てきたみたい・・・ 成年後見制度って どんなものなの?

出てきたみ 成年後見ま どんなもの



福祉サービスを利用したいけど、どうすればいいの?



社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

すみだ福祉サービス権利擁護センターでは、高齢者や障がい者をはじめとする住民のみなさんが、

住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、次のようなお手伝いを総合的・一体的に行なっています。

お気軽にご相談ください。

福祉なんでも相談

対象となたでもご相談ください。

福祉サービスを利用しようとする方への情報提供な ど、福祉のことならどんなことでも相談に応じます。 「福祉サービスを利用したいけれど、利用の仕方がよ くわからない。」など、お困りの方はご相談ください。



福祉サービスを 利用したいけれど 利用の仕方が よくわからないる

法律の事で

相談したいる

有料サービス

成年後見制度って 41: ŧ 利用できるの?

弁護士による法律相談

要 予 約 【相談無料

困ったことが起きたの

毎月第3木曜日 午後1時半~4時半

■判断能力が不十分な方への権利擁護相談

認知症高齢者や知的障がい者、 精神障がい者など、判断能力の 不十分な方とその関係者

「よくわからないうちに高価な品物を買わされ た。」などお困りの方はご相談ください。

■福祉サービスの苦情相談

福祉サービス利用者とその関係 者で、法律的な助言が必要な方

「施設でけがをさせられたので法律的な助言が ほしい。」など、お困りの方はご相談ください。

■親族後見人からの相談

成年被後見人等の親族後見人 とその関係者

※申込み多数の場合は調整させていただきます。

苦情って どうやって 申出ればいいの?



成年後見制度利用支援

対象となたでもご相談ください。

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判 断能力の不十分な方は、不動産売買などの財産管理 ができなかったり、高額な品物をだまされて買わされ たりするなどの危険がともないます。このような方を援 助する仕組みが民法で定められた「成年後見制度」で す。センターでは、このような方が安全に生活できるよ う、成年後見制度の利用相談や、後見等を引き受けて くれる団体の紹介を行います。「認知症がはじまったら どうしよう。不安でしようがない。」、「子供に知的障が いがあって、親亡き後のことが心配。」など、お困りの方 はご相談ください。

※当センターでは市民後見人の養成も行なっています。ご興味 のある方はお問い合わせください。

福祉サービスによる

相談無料

対象福祉サービス利用者とその関係者

現在受けているサービスの苦情や不満は、まずサービ スを提供している事業者に申出ることが原則ですが、 「苦情をどうやって申出るかわからない。」「苦情を事業 者が取合ってくれない。」など、お困りの方はご相談く ださい。相談員が解決に向けての助言等を行います。 また、必要に応じて、弁護士や医師などの専門家によ る『すみだ福祉サービス苦情調整委員会』により、苦情 解決へ向けて事業者との調整を行います。

※介護保険についての苦情も受付けますが、解決に向けての調 整は、国民健康保険団体連合会や墨田区役所介護保険課が 行うことになります。

通帳を紛失したり、 支払いを忘れてしまうの お金の管理を 手伝って欲しいの



認知症高齢者や要介護・要支援の高齢者 および障害者の方

地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用援助

(福祉サービス利用援助)

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談をお受け します。

日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等 のお支払をお手伝いします。

書類等の預かりサービス

日頃使わない年金証書や実印などお預かりして大切に保 管します。

※相談は無料ですが、実際にこのサービスを利用するには料金がかかり ます。料金は利用するサービス内容によって異なります。くわしくはお 問い合わせください。



秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

すみだ福祉サービス権利擁護センター



●月~金曜日 午前9時~午後5時(祝日・12月29日~1月3日をのぞく)

〒131-0032 墨田区東向島2丁目17番14号 すみだボランティアセンター2階

相談専用電話 03-5655-2940 FAX 03-3610-0294

墨田区社会福祉協議会 で 検 素

すみだ福祉サービス権利擁護センターは、社会福祉法人墨田区社会福祉協議会が運営しています。